

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの提供するサービスは、取引先企業や利用者双方からの信頼性や利便性を広く認知してもらうことが事業上の重要な基盤であり、運営母体である当社の信頼性の維持向上は、当社の最も重要な経営課題の一つです。また、当社グループの属する医療福祉業界は業界の構造変化が著しく、経営の客観性や機動性の確保が不可欠です。これらを踏まえ、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードにおける5つの基本原則の全てを実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
LIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITED	60,000,000	60.00
JP MORGAN CHASE BANK 385632	4,447,220	4.44
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	2,139,300	2.13
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	1,907,300	1.90
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	1,638,300	1.63
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	1,607,200	1.60
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,338,200	1.33
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,263,500	1.26
JPMCB USA RESIDENTS PENSION JASDEC LEND 385051	971,000	0.97
野村證券株式会社	510,721	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無

LIFE SCIENCE & DIGITAL HEALTH CO. LIMITED

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

12月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループでは原則として支配株主との取引を行わないこととしており、2025年3月28日現在において取引を行っていません。
支配株主との取引について、事業上の必要性が認められ行う場合には、取引の代替が困難であるか、経済的合理性が認められるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であり利益供与等の実態が認められないかという点に特に留意し、取締役会の承認を必須とします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井筒 廣之	他の会社の出身者											
西本 悟朗	他の会社の出身者											
大野 麻衣子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井筒 廣之	○	該当事項はありません。	同氏は人材サービス業の大手企業で代表取締役を務めるなど経営及び業界に関する幅広い経験を有しており、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たすことが期待できることから、社外取締役に選任しています。同氏は一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外取締役として独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として適任であると判断し指定しています。
西本 悟朗	○	該当事項はありません。	同氏は経営コンサルタントとして経営に関する幅広い知見を有しており、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たすことが期待できることから、社外取締役に選任しています。同氏は一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外取締役として独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として適任であると判断し指定しています。
大野 麻衣子	○	該当事項はありません。	同氏は長年にわたる投資銀行における経験から金融市場・資本市場に関する幅広い知見を有しており、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たすことが期待できることから、社外取締役に選任しています。同氏は一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外取締役として独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として適任であると判断し指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、当社並びに当社の子会社である株式会社トライトキャリア及び株式会社トライトエンジニアリングの取締役・執行役員の指名・報酬等に関して審議を行い、取締役会に対して意見具申・答申する機関として指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会は、委員会の独立性が担保されるよう独立社外取締役に委員長として、独立社外取締役3名及び非業務執行取締役1名で構成され、必要に応じて随時開催しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人について、下記項目を中心に連携を行い監査の質的向上を図っています。

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)
- ・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等

監査役及び内部監査室について、下記項目を中心に連携を行い監査の質的向上を図っています。

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)
- ・業務の効率性(財務報告の適正性を含む)の状況
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応
- ・営業所監査の立ち会い等

会計監査人及び内部監査室について、下記項目を中心に連携を行い監査の質的向上を図っています。

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告(三様監査会議)
- ・定期的面談の実施による監査環境等当社固有な問題点の情報の共有化
- ・会社法及び金融商品取引法上の内部統制への対応等

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
出雲 ゆり	公認会計士													
宇梶 正人	公認会計士													
坂元 英峰	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

出雲 ゆり	○	該当事項はありません。	同氏は公認会計士としての専門性に加え、経理財務業務、内部統制システム構築支援業務、監査業務等の経験を通じ、財務会計、監査全般、コーポレート・ガバナンス等の分野における豊富な知見を有しており、客観的な見地からの監督・監査・助言を得ることが期待できることから、社外監査役に選任しています。同氏は一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外監査役として独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として適任であると判断し指定しています。
宇梶 正人	○	該当事項はありません。	同氏は日米公認会計士や税理士としての高い専門性に加え、複数の企業において最高財務責任者や社外監査役や社外取締役(監査等委員)を務めるなど、財務会計、監査全般、コーポレート・ガバナンス等の分野における豊富な知見を有しており、客観的な見地からの監督・監査・助言を得ることが期待できることから、社外監査役に選任しています。同氏は一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外監査役として独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として適任であると判断し指定しています。
坂元 英峰	○	該当事項はありません。	同氏は弁護士として企業買収、企業再編、株式実務、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見を有するほか、複数の企業における社外監査役や社外取締役(監査等委員を含む)を務めるなど、法務を中心とした企業活動全般における豊富な知見を有しており、客観的な見地からの適切な監督・監査・助言を得ることが期待できることから、社外監査役に選任しています。同氏は一般株主と利益相反の生じる恐れのない社外監査役として独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として適任であると判断し指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたり、東京証券取引所が定める独立役員に関する判断基準や機関投資家や議決権行使助言会社が定める独立性基準を参考にしています。全ての社外取締役及び社外監査役が十分な独立性を確保していると判断していることから、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、各事業年度の業績を報酬額に適切に反映させるために業績連動報酬を導入しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っていません。なお、取締役及び監査役の報酬等はそれぞれ役員区分ごとの総額開示をしています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等に関する決定方針は以下のとおりです。

・当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個人別の報酬額は役位、職責を勘案して決定するものとする。

・業績連動報酬は、各事業年度の成果を適切に反映させるため、各事業年度の業績指標の目標達成状況を勘案した上で、毎事業年度一定の時期にその目標値の達成状況及び成果等の貢献度合いに応じて個人別に算出された額を支給する。固定報酬又は業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、各職責を踏まえた適正な水準、かつ企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう決定する。

・取締役の報酬については、株主総会において取締役全員の報酬額の限度額を決議し、取締役の個人別の報酬額は指名報酬委員会の答申を踏まえて取締役会により決定する。指名報酬委員会は、委員会の独立性が担保されるよう非業務執行取締役、独立社外取締役と同等の独立性を有する有識者及びこれと同等の者の中から選任された3名以上の委員から成り、取締役の報酬等について取締役会に諮問する機関として設置している。

各取締役の報酬額は上記決定方針及び指名報酬委員会の答申に基づく取締役会の決議により、また、各監査役の報酬額は監査役の協議により決定しています。取締役の報酬体系は固定報酬と業績連動報酬により構成されています。業績連動報酬は、取締役の目標達成の動機付けのため及び各事業年度の成果を適切に反映させるため、各事業年度のEBITDAを業績指標として勘案した上で、毎事業年度一定の時期に、その目標値の達成状況及び成果に応じて個人別に算出された額を支給するものとしています。監査役の報酬は固定報酬のみとしています。

固定報酬については、2021年11月29日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬の総額を年額150百万円以内とすること、2022年3月22日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬の総額を年額30百万円以内とすることを決議しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する専従従業員の配属は行っていませんが、管理本部において取締役会開催日時や決議事項に関する資料を事前に送付することを含め、適時適切な情報伝達を行っています。また、社外監査役に対しては監査役会事務局が必要に応じたサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

() 取締役及び取締役会

当社の取締役会は5名(うち、社外取締役3名)で構成され、迅速な意思決定ができるよう、取締役会規程に従い、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催して業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しています。また、取締役会には社外監査役3名が出席し、必要に応じて意見を述べています。

() 監査役及び監査役会

当社の監査役会は社外監査役3名(うち、常勤監査役1名)で構成され、監査役会規程に従い毎月1回の監査役会を開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っています。また、取締役会その他重要な会議等に出席し、取締役の職務の執行状況を監査しています。

() 会計監査人

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

() 指名報酬委員会

当社は、当社並びに当社の子会社である株式会社トライトキャリア及び株式会社トライトエンジニアリングの取締役・執行役員の指名・報酬等に関して審議を行い、取締役会に対して意見具申・答申する機関として指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会は、委員会の独立性が担

保されるよう独立社外取締役を委員長として、独立社外取締役3名及び非業務執行取締役1名で構成され、必要に応じて随時開催しています。

() 経営会議

当社は、主に当社グループの業務執行方針の協議、業務執行状況の情報共有及び必要に応じた取締役会決議事項等の事前協議を行う会議体として、経営会議を設置しています。経営会議は、業務執行取締役、執行役員、法務部門の長で構成され、経営企画部を事務局として、経営会議規程に従い、原則として毎月2回開催しています。また、経営会議には常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べています。

() 内部監査室

当社は、代表取締役社長が直轄する内部監査室を設置しています。内部監査室は内部監査室長及び室員1名の計2名で構成され、当該部署で定期的に内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役社長及び監査役会に報告しています。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしています。なお、内部監査室は、内部監査の状況等について、監査役及び会計監査人と連携しています。

() リスク管理委員会・コンプライアンス委員会

当社は、法令遵守・企業倫理の徹底・公正な企業活動の実践及び重要リスクへの重点対策を実施すべく代表取締役社長を最高責任者とする社内横断的なリスク管理委員会・コンプライアンス委員会を設置し、原則として月1回開催しています。リスク管理委員会・コンプライアンス委員会は、本部長、リスク・コンプライアンス管理の中核部門(総務・法務・情報システム)の部長、議題に応じて代表取締役社長が指定する者を委員とし、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク・コンプライアンス管理の報告及び対応策検討の場と位置づけています。また、リスク管理委員会・コンプライアンス委員会には常勤監査役、内部監査室長が出席し、必要に応じて意見を述べています。

() サステナビリティ委員会

当社は、当社のパーパスに基づくサステナビリティ活動を当社グループ全体で推進することを目的に、代表取締役社長を最高責任者、広報・渉外・サステナビリティ統括部長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、原則として四半期に1回開催しています。サステナビリティ委員会では、サステナビリティ活動推進に関する進捗のモニタリング、課題の確認並びにサステナビリティ開示項目について協議・報告を行います。また、サステナビリティ委員会には常勤監査役、内部監査室長が出席し、必要に応じて意見を述べています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループは、経営の効率化、健全性、透明性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しています。このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。また、全てのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行います。

当社は監査役会設置会社であり、会社法に規定される機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、経営及び業務執行に関して協議を行う会議体として経営会議を設置しています。事業に精通する取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、また、強い法的権限を有する監査役が、独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制をとっています。なお、日常的に業務を監査する役割として内部監査室を設置し、これら各機関、重要会議体及び内部監査室の相互連携により経営の健全性・効率性を確保し有効であると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実に努め、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、総会集中日を避けた開催に加え、適切な会場の選択等、総合的な対応に努めます。
電磁的方法による議決権の行使	2024年3月28日開催の第6回定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使が可能となっています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在は実施していませんが、今後状況に応じて検討する予定です。
招集通知(要約)の英文での提供	現在は実施していませんが、今後状況に応じて検討する予定です。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め、当社ウェブサイトにて公表しています。 https://tryt-group.co.jp/ir/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に説明会を開催しています。その他、機関投資家、アナリストからの要請による直接取材や個別訪問によるスモールミーティングも積極的に開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外ロードショーやカンファレンス等にて、個別ミーティングを積極的に実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイトにおいて決算情報、決算説明会資料、有価証券報告書・半期報告書、適時開示情報などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、経営企画部を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることが重要と考え、「情報開示規程」に基づき、ステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を行います。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、パーパスに基づき、持続可能な社会の実現に向けた4つの重点テーマを設定しています。多様なステークホルダーと連携し、エッセンシャル産業が抱える労働力不足の解消、現場の負担軽減、労働生産性の改善等の社会課題の解決や、働きやすい職場環境づくりの推進・支援を通じて、医療福祉業界の発展に貢献することを目指します。 ＜重点テーマ＞ 1. 医療福祉・建設業界の人材定着の促進と多様な就業機会の創出 2. 医療福祉業界の従事者が働きやすい職場環境づくりへの支援 3. 従業員の成長と働きがいを実現する企業風土の醸成 4. 事業の持続的成長を支える経営基盤の構築と運営
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会決議によって、「内部統制システム基本方針」を定め、当該方針に基づき、以下のように、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しています。
取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- a 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社は、明確な企業理念を掲げるとともに必要な各種社内規程を定め、当社の取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- (b) 当社の取締役会は「取締役会規程」に基づき、重要事項について決定するとともに業務執行の監督にあたります。
- (c) 法令及び定款に適合した社内規程を管理するための「規程管理規程」に基づき、各部署長は社内規程の適正な運用に責任を負います。
- (d) 当社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保します。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図ります。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む）については、法令及び社内規程に基づき作成の上、適切に保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保します。
- (b) 機密情報、情報セキュリティ及び個人情報について「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」その他必要な社内規程及び体制を整備・運用し、適正な情報管理の確保を図ります。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスクの未然防止・極小化のために、取締役会は、リスクマネジメント活動のモニタリング機能を担う最高機関として、適時適切に情報を把握するとともに、必要に応じ審議を行います。
- (b) 損失の危険の管理に関して「取締役会規程」、「職務権限規程」その他必要な社内規程を整備するとともに、継続的なリスクマネジメント活動の改善に努めます。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、法令及び定款に適合した「取締役会規程」に従い、経営上の重要事項について決定を行うとともに、業務執行については所定の決

裁権限ルールに基づき、業務を担当する取締役・使用人等に執行権限を委譲します。このうち重要なものについては代表取締役社長をはじめとする経営層がメンバーとなる経営会議にて審議・決定を行います。

e 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社グループ各社の取締役より業務執行状況や重要な経営課題等について定期的に報告を受け、各社の状態把握に努めるとともに必要な対応を図ります。

(b) 「取締役会規程」及び「職務権限規程」に基づき、当社の子会社における重要な業務執行や株主総会における議決権行使については当社取締役会で審議・決定します。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役が十全の監査を行うために「監査役会事務局」を設置して、補助使用人を置きます。

(b) 補助使用人の人事異動及び人事評価等については、監査役と事前に協議を行います。

(c) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとします。

g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに当社の監査役に対して報告を行います。

1. 当社グループの信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの

2. 当社グループの業績に大きく影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの

3. その他法令、定款又は社内規程への違反で重大なもの

(b) 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告を行います。

(c) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを保障します。

h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実施にあたり、監査役が必要と認める場合において、弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。

i 監査役の職務執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役の職務の執行に関し必要な費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い、適時適切に行います。

j 財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築します。

(b) その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、意図せず反社会的勢力と関係を持ち、取引等により資金を提供する恐れがあることに鑑み、反社会的勢力と関係を有さないための対応を明確にし、体制を整備することが必要と考え、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し基本方針を下記のとおり定めています。

1) 組織としての対応

反社会的勢力への対応について、担当者・担当部署任せにならぬよう、経営トップ以下、組織全体として対応する。また、対応する従業員の安全を確保する。

2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携関係を構築する。

3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然とした態度で臨み、躊躇せず民事・刑事の法的な対応をとる。

5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由する場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

具体的な整備の状況は、以下のとおりであります。

(a) 対応統括部署及び不当要求責任者

当社は、反社会的勢力への対応部署を業務管理部と定め、業務管理部長をその責任者としています。また、反社会的勢力に関する情報や不当要求行為に対しては、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、直ちに管理本部長に報告・相談する体制を整備しています。

(b) 取引先等の調査

当社は、新規取引開始において、新規取引先の調査を実施しています。具体的には、日経テレコン・日経リスク&コンプライアンス等を利用して反社会的勢力との関連がないか調査を行っています。調査の結果、反社会的勢力との関わりが明らかな場合、取引を行いません。また、反社会的勢力との関わりが明らかではないが疑わしい情報がある場合は、追加調査を行い反社会的勢力との関わりがないことが明らかにならない限り、原則取引を行いません。

また、既存取引先については、原則として年1回以上の調査を行います。取引先との契約締結時は、原則として契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込むこととし、契約書を締結しない取引については、原則として反社会的勢力排除に関する「覚書」を取り交わすこととしています。

(c) 株主、役員、従業員等の調査

当社の株主については、新規株主への譲渡、株主総会への第三者割当増資の議案等を取締役会で承認する場合も、取引先と同様に反社会的勢力との関連がないか調査を行っています。

また、役員についても、新規役員を株主総会の選任議案として承認する場合に、新規役員及びその家族等に対して調査を行っています。従業員も同様に、新規採用する場合には調査を行っています。

(d) 外部の専門機関との連携状況
当社は、暴力団追放推進センターへの入会や、所轄警察、弁護士等との連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えています。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、業務管理部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

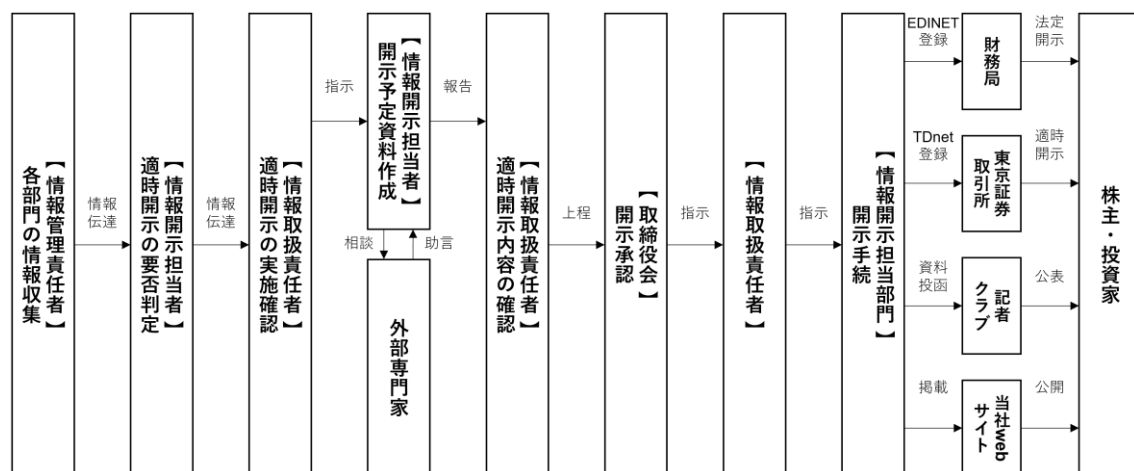
該当事項はありません

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

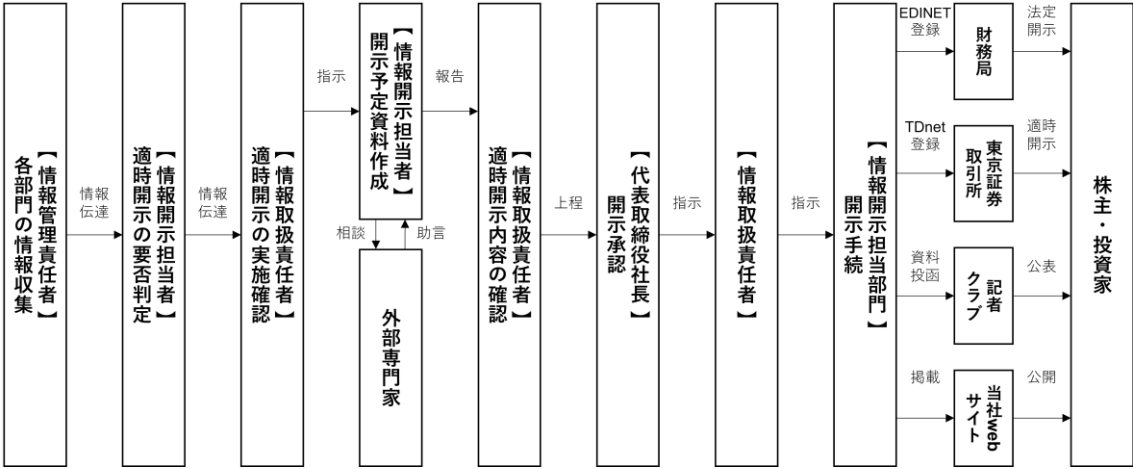
該当事項はありません

[illegible]

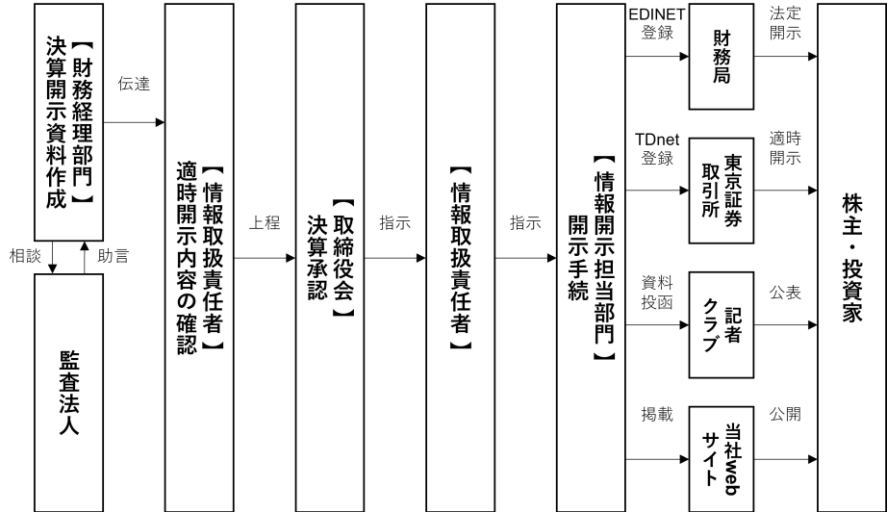
＜当社グループ・子会社の決定事実に関する情報＞



＜当社グループの発生事実に関する情報＞



＜当社グループの決算情報に関する情報＞



以上